宗像市議会

議長 神谷 建一 様

建設産業常任委員会 委員長 北﨑 正則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第 71 号議案 宗像市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正 するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家(管理不全空家)等に対し、管理指針に即した指導・勧告を行うことができるようになった。条例では、法に定めるもののほか、管理不全な状態にある空家等に対する措置を定めているため、条例第6条中「特定空家等」の次に「及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等」を加える。
- 2 法の一部改正により、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家(特定空家等)化を未然に防ぐため、勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例を解除することが可能になる。
- 3 今後、所有者が不明な家屋の増加に備え、市は空き家に対するエンディングノートを作成し、 市民を対象としたセミナーを開催するなどし、空家等の発生抑制を行う。

【意 見】

(賛成意見)

・市は、国に先駆けて空き家対策に力を入れている。また、新たな施策を活用する方針も明らか になった。今後も、丁寧な空き家対策を進めてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第72号議案 宗像市観光物産館の指定管理者の指定について

宗像市観光物産館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 宗像市観光物産館
- 2 団体の名称等 株式会社道の駅むなかた 代表取締役 中野 和久

宗像市江口1172番地

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 当該施設は、地域の活性化が期待される施設であって、地域に根差した団体による管理運営により事業効果が相当程度期待できるという事由に該当することから、5期目も引き続き非公募で指定するものである。
- 5 施設の設置目的として、農林水産物等特産品の販売等により地域産業の活性化に資すること に変わりはない。
- 6 旧観光おみやげ館では、宗像産花卉や地元事業者が制作した工芸品の販売を行い、2階では これらを活用したワークショップを行う。
- 7 旧宗像市商工会玄海支所の2階は、施設の事務所として総務、企画、開発の各部門を設置し、 1階には、2輪車での施設来訪者のための駐輪場及び国道495号線の通過交通者も含め、来 訪者への観光案内等が可能な拠点施設設置する予定である。
- 8 オンラインショップや外販による販路の拡大等により施設内外合わせての販売力の強化を図っていく。

【意 見】

(賛成意見)

・出店する利用者の要望等の声を生かせるような機会を設けてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。